事　務　連　絡
令和６年３月22日

地区薬剤師会　御中

公益社団法人　東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会より通知がありましたので、貴地区薬剤師会会員へのご周知をよろしくお願いいたします。

㊞

日薬業発第479号
令和６年３月15日

都道府県薬剤師会　担当役員　殿

日本薬剤師会
副会長　田尻　泰典
副会長　森　　昌平

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、
リスト化及び周知等について【重要】（その３）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、リスト化及び周知等に係る取組につきましては、令和６年１月10日付け日薬業発第345号及び同２月９日付け日薬業発第427号にてご依頼したところです。

今般、日薬業発第427号にてお知らせしておりました「地域住民・医療関係者等に向けた情報提供のイメージ（様式例）」について、別添のとおりとりまとめました。ご参考までお送りいたしますので、本資料の利用にあたりましては、下記の点にご留意ください。

貴会におかれましては、前述の既発通知および本通知を参考に、貴会管内の地域薬剤師会との連携の下、地域住民や医療関係者等に向けた医薬品提供体制に係る情報をわかりやすく適切に提供できるよう、引き続きご対応の程お願い申し上げます。

記

１．本様式例の位置付け

- 本様式例は、現在、薬局の開局時間・時間外対応に係る情報の周知・公表が未整備の地域薬剤師会に向け、差し当たり公表が必要となる事項・項目（日薬業発第427号参照）をまとめたものです。現にリスト・データベース等を有しない地域薬剤師会においては、リスト掲載を希望する薬局から提供された情報をとりまとめ、本様式に基づき公表することが想定されます。
- 既にリスト・データベースを有する地域薬剤師会においては、本様式に修正して公表することを求めるものではありません。既存のリスト・データベースの項目に関し、令和６年度調剤報酬改定に係る公表事項・項目から不足がある場合は、当面は不足項目に関する差分情報を別途リスト等で公表することが考えられます。

- 日薬業発第345号のとおり、情報の公表手段については、将来的にはモバイル端末での閲覧や地図との連携など、利用者の利便性を考慮した形としていくことも求められますが、今後の地域住民のニーズを踏まえつつ、システム改修等の機を捉えながら、地域薬剤師会・都道府県薬剤師会の実情に応じて検討されていくようお願いいたします。

２．本様式例の内容

- 本様式例では、”元データ”タブに日薬業発第427号で示した項目を集約しています。具体的な記入例を記載してありますので、参照願います。
- 公表にあたっては、単に”元データ”タブの内容を出力・公表することも考えられますが、閲覧性・利便性向上の観点から、内容に応じて“元データ”タブの内容を「外来対応」「在宅対応」「その他の薬局機能」の３リスト（タブ）に整理し、公表することを想定しています。
- また、地域において夜間輪番・休日輪番が整備された場合の調剤対応薬局の情報に関しては、個々の薬局における通常の医薬品提供体制（”元データ”タブ）の内容とは別に、「日付」「場所」を基準として、収集・公表することを想定しています。
- 公表例等における【本リストの利用にあたって】【注釈】の記載例は、調剤報酬の算定要件等も踏まえつつ、リスト等の利用にあたっての基本的な考え方及び注意等を示したものです。
- 日薬業発第345号で記載の通り、<u>情報公表後は適宜情報内容の更新を行う</u>とともに、必要に応じて利用者からの意見を収集して対応するなど、リストを常に最新かつ精確な状態にしておく必要があります。そのためにも、リストに関する地域住民からの問合せ先や地域薬局からの問合せ先等については、できるだけ分かりやすく明示するよう留意してください。（本様式例を用いない場合も同様です。）

以上

基本情報					外来対応に係る体制										
					開局時間中の外来対応								開局時間外の外来対応		
					開局時間										
地域	薬局名	会員	電話番号	所在地	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	時間外（夜間・休日）の緊急時対応	連絡先電話番号（開局時間外）	夜間・休日調剤当番（輪番）等への参加
A市○○町	○○薬局	○	012-345-67○○	A市○○町１－２－３	09:00-18:00	09:00-18:00	―	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-12:30	―	―	○	090-1234-○○○○	○
A市○○町	○△薬局	×	012-345-67○○	A市○○町２－３－４	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	○	090-2345-○○○○	×
A市△△町	○□薬局	○	012-345-67○○	A市△△町１－２－３	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-13:00	―	―	×	－	○
A市△△町	△○薬局	×	012-345-67○○	A市△△町２－３－４	09:00-18:30	09:00-18:30	09:00-13:00	09:00-18:30	09:00-18:30	09:00-13:00	―	―	×	－	○
A市△△町	△△薬局	○	012-345-67○○	A市△△町３－４－５	08:00-19:00	08:00-19:00	08:00-16:00	08:00-19:00	08:00-19:00	08:00-16:00	―	―	○	090-3456-○○○○	○
A市□□町	△□薬局	×	012-345-67○○	A市□□町１－２－３	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-13:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-15:00	―	―	×	－	×

A市内 地域薬局リスト（A市薬剤師会作成）

＜外来対応に係る体制＞

更新日：2024年●月●日

【本リストの利用にあたって】

○本リストは、夜間・休日等に医師から処方箋が発行された場合など、緊急性の高い処方箋調剤等に対応することを念頭に、地域の薬局の開局時間・時間外対応の状況をとりまとめたものです。通常診療において発行された処方箋等の場合は、なるべく薬局の開局時間中にお問合せいただきますようご理解・ご協力の程お願いします。

○かかりつけ薬剤師・薬局をお持ちの場合は、当該薬局にご相談ください。

○在宅医療を受けられている方は、訪問薬剤管理指導／居宅療養管理指導の契約を結んでいる薬局にご相談ください。

○それ以外の方は、外来で時間外（夜間・休日）の緊急時対応を実施する薬局にご連絡ください。電話による相談対応を行います。（相談内容によっては、救急の受診勧奨、薬学的な緊急性に応じて当日（在庫状況等により翌日以降）の調剤、調剤対応可能な薬局の紹介等を行います。）

○A市における夜間当番薬局・休日当番薬局については、別表（https://www.a-yakuzaisikai.jp/rinban.pdf）をご覧ください。

○医薬品の在庫状況・入庫状況や卸の営業時間等により、処方箋の内容によっては翌日以降の調剤対応となる場合があります。

○開局時間外の調剤の場合、追加で所定の費用がかかります（時間外加算等）。処方箋の使用期間は「交付日を含め４日間（３日後迄）」となりますので、お薬が手元に残っており処方箋の使用期間が切れない場合は、開局時間内のご利用をお願いします。

○これまでの薬剤情報等を確認した上で安全な調剤を実施するため、処方箋・お薬手帳と併せてマイナンバーカードをご持参ください。

基本情報				外来対応に係る体制											
地域	薬局名	会員	所在地	開局時間中の外来対応									開局時間外の外来対応		
				開局時間								連絡先電話番号（開局時間中）	時間外（夜間・休日）の緊急時対応※1	連絡先電話番号（開局時間外）	夜間・休日調剤当番（輪番）等への参加
				月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日				
A市○○町	○○薬局	○	A市○○町１－２－３	09:00-18:00	09:00-18:00	―	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-12:30	―	―	012-345-67○○	○	090-1234-○○○○	○
A市○○町	○△薬局	×	A市○○町２－３－４	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	012-345-67○○	○	090-2345-○○○○	×
A市△△町	○□薬局	○	A市△△町１－２－３	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-13:00	―	―	012-345-67○○	×	－	○
A市△△町	△○薬局	×	A市△△町２－３－４	09:00-18:30	09:00-18:30	09:00-13:00	09:00-18:30	09:00-18:30	09:00-13:00	―	―	012-345-67○○	×	－	○
A市△△町	△△薬局	○	A市△△町３－４－５	08:00-19:00	08:00-19:00	08:00-16:00	08:00-19:00	08:00-19:00	08:00-16:00	―	―	012-345-67○○	○	090-3456-○○○○	○
A市□□町	△□薬局	×	A市□□町１－２－３	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-13:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-15:00	―	―	012-345-67○○	×	－	×
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【注釈】

※1：開局時間外において外来患者からの問合せ等を受けるもので、内容により服薬指導や薬学的管理指導、救急の受診勧奨、緊急性に応じ当日（在庫状況等により翌日以降）の調剤、調剤対応可能な薬局の紹介等を行います。

【本リストに関する問合せ先（地域住民の皆様）】

○本リストの内容に関しましては、A市薬剤師会（info-a@a-yakuzaisikai.jp）までお問合せください。

【本リストに関する問合せ先（地域の薬局の皆様）】

○**本リストの掲載内容に変更が生じた場合、直ちに**A市薬剤師会（info-b@a-yakuzaisikai.jp）**までご連絡ください。**また、本リストへの掲載を希望する薬局（薬剤師会の会員・非会員を問いません）の方もこちらまでご連絡ください。

A市内 地域薬局リスト（A市薬剤師会作成）
＜在宅対応に係る体制＞

更新日：2024年●月●日

【本リストの利用にあたって】
○本リストは、地域において在宅訪問（訪問薬剤管理指導／居宅療養管理指導）を行う薬局や在宅業務に係る薬局機能（医療用麻薬の取扱いや無菌製剤処理の可否等）をとりまとめたものです。新たに薬剤師の在宅訪問を希望される際などにご参照ください。
○かかりつけ薬剤師・薬局を既にお持ちで、新たに在宅訪問の希望がある場合には、当該薬局にご相談ください。
○本リストは、在宅患者への時間外の緊急時対応（夜間の調剤等）を目的としたものではありません。
○時間外の緊急時対応が必要な場合は、
①薬局による在宅訪問（訪問薬剤管理指導／居宅療養管理指導）を受けている方は、当該薬局までご連絡ください。
②薬局による在宅訪問を受けていない方（外来患者）は、外来対応に係る薬局リスト（https://www.a-yakuzaisikai.jp/gairai.pdf）もしくは夜間当番薬局・休日当番薬局リスト（https://www.a-yakuzaisikai.jp/rinban.pdf）をご参照の上、お問合せください。

基本情報					在宅対応に係る体制															
						在宅患者※2に対応可能な時間帯※3 ※4								在宅業務に係る薬局機能（取扱い・対応の可否）						
地域	薬局名	会員	所在地	連絡先電話番号（開局時間中）	在宅訪問の実施可否※1	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	医療用麻薬（注射剤を含む）	医療材料・衛生材料※5	高度管理医療機器※6	無菌製剤処理	中心静脈栄養	医療用麻薬の持続注射療法	小児在宅※7
A市○○町	○○薬局	○	A市○○町１－２－３	012-345-67○○	○	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-12:30	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-12:30	－	－	○	○	×	×	○	○	○
A市○○町	○△薬局	×	A市○○町２－３－４	012-345-67○○	○	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	09:00-19:00	○	×	○	○（自局）	×	×	×
A市△△町	○□薬局	○	A市△△町１－２－３	012-345-67○○	○	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-13:00	－	－	○	×	○	○（共同利用）	○	○	×
A市△△町	△○薬局	×	A市△△町２－３－４	012-345-67○○	×	09:00-18:30	09:00-18:30	09:00-13:00	09:00-18:30	09:00-18:30	09:00-13:00	－	－	○	○	×	×	×	×	×
A市△△町	△△薬局	○	A市△△町３－４－５	012-345-67○○	○	08:00-19:00	08:00-19:00	08:00-16:00	08:00-19:00	08:00-19:00	08:00-16:00	－	－	○	○	○	○（自局）	○	○	○
A市□□町	△□薬局	×	A市□□町１－２－３	012-345-67○○	×	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-13:00	09:00-18:00	09:00-18:00	09:00-15:00	－	－	○	○	○	○（共同利用）	○	○	○
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【注釈】
※1：当該薬局での在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険）／居宅療養管理指導（介護保険）の実施可否です。既に担当している患者の状況等によっては新たな受け入れが困難な場合があります。
※2：当該薬局で在宅訪問（在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険）／居宅療養管理指導（介護保険））を実施する患者をいいます。当該薬局で訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を実施していない場合は、在宅患者であっても「外来対応」となることにご留意ください。
※3：当該薬局で通常の在宅訪問等に対応する時間です。その他、緊急時等への対応の体制を有します。
※4：在宅訪問に係る薬局の連絡先（時間外・緊急時を含む）は、薬局より患者に直接提供しますのでそちらをご確認ください。
※5：在宅医療等に必要となる医療材料・衛生材料を取り扱う薬局です。具体的な取扱い品目等は薬局までお問合せ・ご相談ください。
※6：高度管理医療機器販売業・貸与業の許可を受けている薬局です。具体的な取扱い品目等は薬局までお問合せください。
※7：医療的ケア児等の小児への在宅訪問に対応する薬局です。どのような調剤業務に対応できるかなど、具体的な内容は薬局にご相談ください。

【本リストに関する問合せ先（地域住民の皆様）】
○本リストの内容に関しましては、A市薬剤師会（info-a@a-yakuzaisikai.jp）までお問合せください。

【本リストに関する問合せ先（地域の薬局の皆様）】
○**本リストの掲載内容に変更が生じた場合、直ちに**A市薬剤師会（info-b@a-yakuzaisikai.jp）**までご連絡ください。**また、本リストへの掲載を希望する薬局（薬剤師会の会員・非会員を問いません）の方もこちらまでご連絡ください。

A市内 地域薬局リスト（A市薬剤師会作成）
＜その他の薬局機能＞

更新日：2024年●月●日

【本リストの利用にあたって】
○本リストは、地域において感染症対応を担う薬局やオンライン服薬指導の実施可否、一般用医薬品の取扱い状況等の薬局機能をとりまとめたものです。
○本リストは、時間外の緊急時対応（夜間の調剤等）を目的としたものではありません。
○時間外の緊急時対応が必要な場合は、
①薬局による在宅訪問（訪問薬剤管理指導／居宅療養管理指導）を受けている方は、当該薬局までご連絡ください。
②薬局による在宅訪問を受けていない方（外来患者）は、外来対応に係る薬局リスト（https://www.a-yakuzaisikai.jp/gairai.pdf）もしくは夜間当番薬局・休日当番薬局薬局リスト（https://www.a-yakuzaisikai.jp/rinban.pdf）をご参照の上、お問合せください。

基本情報					その他の薬局機能					
地域	薬局名	会員	所在地	連絡先電話番号（開局時間中）	第二種協定指定医療機関※1の指定	オンライン服薬指導※2の実施可否	要指導医薬品・一般用医薬品（品目数）	新型コロナウイルス抗原定性検査キット※3の取扱い	緊急避妊薬の取扱い※4	オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤※5
A市○○町	○○薬局	○	A市○○町１－２－３	012-345-67○○	○	○	120	○	○	○
A市○○町	○△薬局	×	A市○○町２－３－４	012-345-67○○	×	×	800	×	×	×
A市△△町	○□薬局	○	A市△△町１－２－３	012-345-67○○	×	○	500	○	○	×
A市△△町	△○薬局	×	A市△△町２－３－４	012-345-67○○	○	○	0	×	○	○
A市△△町	△△薬局	○	A市△△町３－４－５	012-345-67○○	○	○	100	○	○	×
A市□□町	△□薬局	×	A市□□町１－２－３	012-345-67○○	○	○	300	×	○	○
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【注釈】

※1：新興感染症等の発生時に宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担う薬局として、感染症法に基づき都道府県と協定を締結した薬局です（締結手続き中を含む）。

※2：オンライン服薬指導（パソコンやスマートフォン等の情報通信機器を活用しつつ遠隔で実施する服薬指導）に対応する薬局です。

※3：新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス同時検査キットを含みます。

※4：対面診療に基づく緊急避妊薬の調剤に対応する薬局です。調剤の状況により一時的な欠品や入庫待ち等が生じる場合がありますので、来局前に薬局に確認されることをお勧めします。

※5：オンライン診療により発行された処方箋に基づき、緊急避妊薬の調剤が可能な薬局です。

【本リストに関する問合せ先（地域住民の皆様）】

○本リストの内容に関しましては、A市薬剤師会（info-a@a-yakuzaisikai.jp）までお問合せください。

【本リストに関する問合せ先（地域の薬局の皆様）】

○**本リストの掲載内容に変更が生じた場合、直ちに**A市薬剤師会（info-b@a-yakuzaisikai.jp）**までご連絡ください。**また、本リストへの掲載を希望する薬局（薬剤師会の会員・非会員を問いません）の方もこちらまでご連絡ください。

A市夜間当番薬局情報（A市薬剤師会作成）

更新日：2024年●月●日

【本リストの利用にあたって】
○本リストは、夜間に医師から処方箋が発行された場合など、緊急性の高い処方箋調剤等に対応することを念頭に、対応する夜間当番の状況をとりまとめたものです。通常診療において発行された処方箋等の場合は、なるべく薬局の開局時間中にお問合せいただきますようご理解・ご協力の程お願いします。
○かかりつけ薬剤師・薬局をお持ちの場合は、当該薬局にご相談ください。
○在宅医療を受けられている方は、訪問薬剤管理指導／居宅療養管理指導の契約を結んでいる薬局にご相談ください。
○医薬品の在庫状況・入庫状況や卸の営業時間等により、処方箋の内容によっては翌日以降の調剤対応となる場合があります。
○開局時間外の調剤の場合、追加で所定の費用がかかります（時間外加算等）。処方箋の使用期間は「交付日を含め４日間（３日後迄）」となりますので、お薬が手元に残っており処方箋の使用期間が切れない場合は、開局時間内のご利用をお願いします。
○これまでの薬剤情報等を確認した上で安全な調剤を実施するため、処方箋・お薬手帳と併せてマイナンバーカードをご持参ください。

2024年4月

日付・地区		薬局名	所在地	電話番号	開局時間	時間外対応
●日（月）	<A区>	○○○○薬局	A市A区○○2－5	012-345-67○○	9:00-19:00（木・土 9:00-13:00)	●日は23時まで開局
		○○○○薬局	A市A区○○7－7	012-345-67○○	9:00-19:00（木・土 9:00-13:00)	来局前にご連絡ください
	<B区>	○○○○薬局	A市B区○○9－4	012-345-67○○	9:00-20:00（水・土 9:00-17:00)	転送電話にて対応します。
		夜間急病センター	A市B区○○4－5	012-345-67○○	19:00-23:00	
	<C町>	○○○○薬局	C町○○7－4	012-345-67○○	9:00-19:00（木・土 9:00-13:00)	●日は23時まで開局
		○○○○薬局	C町○○1－1	012-345-67○○	9:00-19:00（木・土 9:00-13:00)	来局前にご連絡ください
▲日（火）	<A区>	○○○○薬局	A市A区○○1－3	012-345-67○○	9:00-19:00（木・土 9:00-13:00)	来局前にご連絡ください
		○○○○薬局	A市A区○○4－1	012-345-67○○	9:00-20:00（水・土 9:00-17:00)	090-000-0000にご連絡ください
		○○○○薬局	A市A区○○3－5	012-345-67○○	9:00-19:00（木・土 9:00-13:00)	●日は23時まで開局
	<B区>	○○○○薬局	A市B区○○3－9	012-345-67○○	9:00-19:00（木・土 9:00-13:00)	●日は24時まで開局
		夜間急病センター	A市B区○○4－5	012-345-67○○	19:00-23:00	
	<C町>	○○○○薬局	C町○○6－7	012-345-67○○	9:00-19:00（木・土 9:00-13:00)	来局前にご連絡ください
		○○○○薬局	C町○○1－3	012-345-67○○	9:00-20:00（水・土 9:00-17:00)	090-000-0000にご連絡ください

A市休日当番薬局情報（A市薬剤師会作成）

更新日：2024年●月●日

【本リストの利用にあたって】
○本リストは、休日に医師から処方箋が発行された場合など、緊急性の高い処方箋調剤等に対応することを念頭に、対応する休日当番の状況をとりまとめたものです。通常診療において発行された処方箋等の場合は、なるべく薬局の開局時間中にお問合せいただきますようご理解・ご協力の程お願いします。
○かかりつけ薬剤師・薬局をお持ちの場合は、当該薬局にご相談ください。
○在宅医療を受けられている方は、訪問薬剤管理指導／居宅療養管理指導の契約を結んでいる薬局にご相談ください。
○医薬品の在庫状況・入庫状況や卸の営業時間等により、処方箋の内容によっては翌日以降の調剤対応となる場合があります。
○開局時間外の調剤の場合、追加で所定の費用がかかります（時間外加算等）。処方箋の使用期間は「交付日を含め４日間（３日後迄）」となりますので、お薬が手元に残っており処方箋の使用期間が切れない場合は、開局時間内のご利用をお願いします。
○これまでの薬剤情報等を確認した上で安全な調剤を実施するため、処方箋・お薬手帳と併せてマイナンバーカードをご持参ください。
○基本的に休日は〇:00～〇:00の対応を行っています。

2024年4月

日付・地区		薬局名	所在地	電話番号	備考
●日（日）	<A区>	○○○○薬局	A区○○2－5	012-345-67○○	
		○○○○薬局	A区○○9－1	012-345-67○○	
		○○○○薬局	A区○○7－7	012-345-67○○	
	<B区>	○○○○薬局	B区○○9－4	012-345-67○○	
		○○○○薬局	B区○○4－5	012-345-67○○	
	<C町>	○○○○薬局	C町○○7－4	012-345-67○○	
		C町休日診療所	C町○○1ー1	012-345-67○○	
▲日（祝）	<A区>	○○○○薬局	A区○○1－3	012-345-67○○	
		○○○○薬局	A区○○4－1	012-345-67○○	
		○○○○薬局	A区○○3－5	012-345-67○○	
	<B区>	○○○○薬局	B区○○3－9	012-345-67○○	
		○○○○薬局	B区○○10－3	012-345-67○○	
	<C町>	○○○○薬局	C町○○6－7	012-345-67○○	
		C町休日診療所	C町○○1ー1	012-345-67○○	